

安心して商品・サービスを選べる環境を守ります

～景品表示法のお話～

岐阜県県民生活相談センターからのお知らせ

最近、ホテルや飲食店において、メニュー表示と異なる食材を使用して料理を提供していたことが判明しました。品質や価格などは、消費者が商品やサービスを選ぶ際の重要な基準となりますが、それらの表示が実際よりも良く見せかける表示であったりすると、消費者は自らの合理的な選択ができなくなるおそれがあります。このような「不当表示」から一般消費者の利益を守るための法律が『景品表示法』です。

禁止となる不当表示

- ① 優良誤認表示（品質・規格、その他内容に関する表示）
 - ✓ 「国産有名ブランド牛の肉」と表示しながら、実際には違う国産牛肉だった。
- ② 有利誤認表示（価格、その他取引条件に関する表示）
 - ✓ 「チラシに地域で一番の安さ！」と表示しながら、実際には周辺の店の価格調査をしていない根拠のないものだった。
- ③ 指示広告表示
 - ✓ パッケージにミカンの写真を掲載しているが、実際には無果汁であった。
 - ✓ パッケージにA国の国旗が描かれているが、実際にはB国で生産されていた。

不当表示の判断は、「実際の商品・サービスよりも著しく優良または有利である」かによるので、単なる誤表示では法違反とはなりません。業者の認識ではなく、受け手である消費者にどう認識されるかという観点で判断されます。

法違反が認められた場合は、国や都道府県が事業者に対して表示の改善命令や指示をすることができます。

詳しくは、「岐阜県消費者の窓」の「事業者の方々へ～景品表示法関係～」のコーナーをご覧ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shohi-seikatsu/sodan/horei/keihinhyoujijho.html>

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 69-3111, 050-5808-9600